

泉崎村農業委員会定例総会（５月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和８年５月１５日（金）午後１時３０分から

場 所：泉崎村役場第１会議室

2 会議構成人員（１３名）

出席農業委員（７名）

1 番	箭内	一美	委員
2 番	佐川	ヒロ子	委員
3 番	和泉	輝代	委員
4 番	大森	秀樹	委員
6 番	菊地	信治	委員
7 番	大野	厚海	委員
8 番	有賀	路夫	委員

推進委員（６名）

踏 瀬	箭内	一二	委員
泉崎①	鈴木	勝美	委員
泉崎②	鈴木	正一	委員
泉崎③	中野目	英宏	委員
瀬知房	鈴木	勝	委員
北平山	小林	富美雄	委員

3 本日の提出議案

議案第２０号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２１号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２２号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２３号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２４号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２５号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２６号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議案第２７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議案第２８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議案第２９号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

4 議事録署名人

3 番 和泉 輝代 委員

4 番 大森 秀樹 委員

■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より 5 月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(会長)

皆さん、こんにちは。

2 点連絡事項がございます。

1 点目は 5 月 11 日に福島市で年金加入者の役員会があり、令和 7 年度の成績について話がありました。現在国において農業者年金の加入者促進に力を入れており、加入累計を 15 万人に設定して、全国で 2,600 人、県では 93 人、村では 1 人の目標がありました。加入希望者の情報があれば事務局に報告してください。

2 点目は間もなく改選にあります。1 人でも入れ替わりになるようなら送別会の開催をしてはどうかと提案をいたします。

本日は案件が多いのですがよろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

本日 1 日とすることに決しました。

議事録署名人は「3 番 和泉輝代委員」「4 番 大森秀樹委員」にお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「議議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より報告願います。

(事務局)

「議案第２０号 農地法第３条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第２０号 農地法第３条の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木 勝 委員より現地状況の意見をお願いします。

(鈴木勝委員)

５月１１日に現地確認を行いました。特別問題はないのですが、屋中●において田んぼの区割りがよくわからない部分がありましたが、おおよそここであるということを確認しました。畑については、雷神山は草のみですが、太郎ヶ岡は木と草が生えておりますのでなかなか難しいような感じです。以上です。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、佐川 ヒロ子 委員の意見をお願いします。

(佐川ヒロ子委員)

５月１１日に現地確認を行いました。鈴木委員の発言のとおり、田んぼはみんな耕作中ですが、屋中●が前の耕作者が大きな田んぼにしてしまったため、境がよくわからない状態になっておりますが特段問題ないです。太郎ヶ岡は畑にするのは相当大変でと思われます。雷神山は草が生えている程度なので直ぐ畑になると思います。全体的に問題なしと思います

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第２０号 農地法第３条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木 正一 委員より現地状況の意見を願います。

(鈴木正一委員)

5 月 11 日に現地確認を行いました。現地は親の代から譲受人が耕作しているそうです。境は全部堀が掘ってあるため、境界の問題は発生しません。今はデントコーンが蒔いてある状態であり、問題がないと判断します。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 和泉 輝代 委員の意見を願います。

(和泉輝代委員)

鈴木委員の発言のとおり、四方に堀が掘ってあり、問題ないと判断します。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見を伺います。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可することにご異

議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第 2 1 号 農地法第 3 の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木 勝 委員より現地状況の意見を申し上げます。

(鈴木勝委員)

5 月 1 1 日に現地確認を行いました。境界がよくわからない問題があったため、周辺農地地権者と境界の話し合いを行うように伝えました。譲渡人も終活の一環として農地の処分に転じています。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 佐川ヒロ子委員の意見を申し上げます。

(佐川ヒロ子委員)

5 月 1 1 日に現地確認を行いました。鈴木委員の発言のとおり境界がわからない部分をございしましたが、しっかり畑になっておりますし、特段問題はないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第２２号 農地法第３条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第２２号 農地法第３条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第２３号 農地法第３条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第２３号 農地法第３条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第２３号 農地法第３条の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木 勝 委員より現地状況の意見を申し上げます。

(鈴木勝委員)

５月１１日に現地確認を行いました。福田●、●、●が１枚になっており、境界がわからない問題はありましたが、問題なしと判断しました。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 佐川ヒロ子委員の意見を申し上げます。

(佐川ヒロ子委員)

５月１１日に現地確認を行いました。鈴木委員の発言のとおり、福田●は１反歩がありますが、福田●、●と１枚になっております。農協が大体１反歩はこのくらいという感じで耕作しております。特段問題ないと判断します。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第２３号 農地法第３条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第２３号 農地法第３条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第２４号 農地法第３条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第２４号 農地法第３条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第２４号 農地法第３条の規定による許可申請について」地区推進委員 中野目 英宏 委員より現地状況の意見をお願いします。

(中野目英宏委員)

５月１１日に現地確認を行いました。梅木平●と●の間の境界杭が●氏の方に８０ｃｍくらいがずれておりましたが、先ほど事務局から説明のあったとおり、現況で問題なかったということなので、四隅全て杭が打ってありますので問題ないと判断します。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 大野 厚海 委員の意見をお願いします。

(大野厚海委員)

中野目委員の発言のとおり、杭の場所があっていない問題がありましたが、確認してもらったところ問題ありませんでした。他箇所にも杭が打ってあり問題ないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(菊地信治委員)

譲受人は夫婦でしょうか。では、共同で所有という形になるのですね。共同というのは特別問題ないのですね。

(事務局)

はい。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員 中野目 英宏 委員より現地状況の意見を願います。

(中野目英宏委員)

5月11日に現地確認を行いました。梅木平●、隣地の梅木平●は遊休農地のよう
な状態になっており、私と大野委員で境界杭を探したところ、杭が打ってあることが
確認できましたので問題ないと判断します。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 大野厚海委員の意見を願います。

(大野厚海委員)

問題ないと判断します。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見を伺い
します。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について」
許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」地区推進委員 中野目 英宏 委員より現地状況の意見ををお願いします。

(中野目英宏委員)

5 月 11 日に現地確認を行いました。全部杭が確認できました。隣地の畑も不耕作の状況ですので問題ないと判断します。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 大野 厚海 委員の意見ををお願いします。

(大野厚海委員)

問題ないと判断します。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につい

て」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」地区推進委員 中野目 英宏 委員より現地状況の意見を願います。

(中野目英宏委員)

5月11日に現地確認を行いました。水道は●側の道路からとるしかないということであり、工事後に埋め戻すとのことなので特段問題ないと判断します。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 大野 厚海 委員の意見を願います

(大野厚海委員)

配管工事のみですので、問題ないと判断します。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見を伺います。

(菊地信治委員)

先ほど3条申請を出した土地を利用するということでいいのでしょうか。

(中野目英宏委員)

そうです。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木 勝美 委員より現地状況の意見を願います。

(鈴木勝美委員)

5 月 11 日に現地確認を行いました。進入路は正直に言ってどこからも入るところがない状態でしたが、イモリ谷地●の水田とイモリ谷地●の所有者が同じであり、自分の土地なのでそこを通ることに同意をいただいたと思います。現地確認時点では、それらの土地を同一人物が耕作すれば問題ないと思ったのですが、かなり勾配が急であり、トラクターなんかで入る場合、アタッチメントをつけると、転んでしまうと須賀川で起きたような事故が起きる危険性があります。この対策が取れて、自分の土地だけを通るということで再度申請があったと思うので、土地の測量はすべてしてあり問題ないと判断します。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 大野 厚海 委員の意見を願います。

(大野厚海委員)

5 月 11 日に現地確認を行いました。イモリ谷地●の進入路がなくなる問題が懸念されましたが、この同意書のとおり進入路確保するということであったので特段問題ないと判断します。宅地の部分に関しては測量が完了しておりましたので、問題ない

と判断します。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(菊地信治委員)

併用地とはどのような扱いなのですか

(事務局)

今回の申請に直接的な関係はございませんが、本施工を行う上で必要になってくる土地になります。進入路の併用地は申請地手前の宅地を分筆して申請地までの通路を確保します。法面の併用地は申請地周辺の法面のことになります。

(鈴木勝美委員)

手前の家が親戚の家らしいのですが、そこと併用して通りますよという、あと法面はイモリ谷地●の真ん中に杭が打ってありましたので、そのことだと思います。

(菊地信治委員)

南側が宅地となっており、そこと一緒に土地を使うということで併用ということですね。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第29号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第29号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」意見書(案)のとおり回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第29号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」原案のとおり回答することに決しました。

(事務局)

退出いただいた鈴木正一委員に再度入室いただきます。

(午後：3時00分)

■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

地目変更登記(法務局からの照会)について
農業委員会広報について

■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、令和8年月6月15日(月)午後1時30分からにすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

■閉 会

(会長)

以上をもちまして泉崎村5月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：3時19分)